

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 〔基本契約〕	日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ②自殺行為・犯罪行為または闘争行為(けんか)によるケガ ③無資格運転または酒気帯び運転(酒酔い運転を含みます。)、麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ ④疾病・脳疾患または心臓喪失によるケガ ⑤地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によるケガ ⑥核燃料物質によるケガ ⑦頭部症候群(むちうち症)・腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的見解のないもの ⑧ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険なスポーツなどを行っている間のケガ ⑨妊娠、出産、早産、流産または外科的手術やその他の医療処置により被ったケガ。ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。 ⑩自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技、競争、興行(練習を含みます)または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間に被ったケガ
	日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、入院された場合	後遺障害の程度(第1級～第14級)に応じて、後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 死亡後遺障害保険金額×100%～4%=後遺障害保険金の額 (注)保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、入院された場合	入院の日数に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金日額×入院した日数=入院保険金の額 (注)事故発生の日からその日を含めて180日を限度とします。 (注)保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	被保険者が事故発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合	①入院中に手術を受けた場合:入院保険金日額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合:入院保険金日額の5倍 入院保険金日額の10×5倍=手術保険金の額 (注1)手術とは公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術はお支払いの対象となりません。 (注2)1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。(①および②の手術を受けた場合は、①を適用)	
手術保険金	被保険者が事故発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合	①入院中に手術を受けた場合:入院保険金日額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合:入院保険金日額の5倍 入院保険金日額の10×5倍=手術保険金の額 (注1)手術とは公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術はお支払いの対象となりません。 (注2)1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。(①および②の手術を受けた場合は、①を適用)	
	日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、通院した場合(往診を含めることがあります。)	事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数1日につき、90分を限度としてご契約の通院保険金日額をお支払いします。 通院保険金日額×通院した日数=通院保険金の額 (注1)長骨、脊柱、上下肢の3大関節にギプス等を常時装着したときは通院日に含めることがあります。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に重複してはお支払いできません。 (注3)本保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをされても重複してお支払いできません。 (注4)治療を伴わない、薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは通院日数に含まれません。	
通院保険金	日本国内において旅行行程中の偶然な事故により、あやまって他人の財物をこわしたり、他人にケガをさせたりして法律上の損害賠償責任を負ったことにより損害を被った場合 (注1)被保険者が所有、使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償責任はお支払いできません。 例:友人から借りたカメラを破損した場合 (注2)ホテル、旅館等の宿泊施設の客室および客室内の動産(客室外のセイフティーボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害はお支払いの対象となります。 (注3)レンタル業者から、契約者または被保険者が借り入れた旅行用品または生活用品は保険の対象となりません。	損害賠償金および弊社の同意を得て支出した費用(応急手当、護送費用、訴訟費用など)の合計額をお支払いします。 (注1)損害賠償金については、1回の事故につき、損害賠償責任保険金額を限度とします。 (注2)弊社があらかじめ認められた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。 (注3)賠償金額等の決定は、事前に弊社の承認が必要です。 先取特権 被害者は、被保険者の弊社に対する保険金請求権について先取特権を有します。	①自動車(ゴルフカートを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ②保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任 ③被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ④同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑤職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によって生じた損害 ⑧借りた物、預かった物に対する損害に対する損害賠償責任
	日本国内において旅行行程中に ①被保険者が搭乗する航空機もしくは船舶が行方不明または遭難した場合 ②偶然な事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 ③偶然な事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または14日以上継続して入院した場合	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地までの交通費(1往復分の運賃で救護者2名分まで) ③現地での宿泊料(救護者2名分まで、かつ、1名につき14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤諸雑費(3万円まで) (注1)救護者費用保険金額が保険期間中の支払限度額となります。 (注2)上記①については、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難した場合は、割増保険料をお支払いいただいても対象となりません。 (注3)現地とは事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①自動車(ゴルフカートを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ②保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任 ③被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ④同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑤職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によって生じた損害 ⑧借りた物、預かった物に対する損害に対する損害賠償責任
賠償責任〔特約〕	日本国内において旅行行程中に ①被保険者が搭乗する航空機もしくは船舶が行方不明または遭難した場合 ②偶然な事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 ③偶然な事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または14日以上継続して入院した場合	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地までの交通費(1往復分の運賃で救護者2名分まで) ③現地での宿泊料(救護者2名分まで、かつ、1名につき14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤諸雑費(3万円まで) (注1)救護者費用保険金額が保険期間中の支払限度額となります。 (注2)上記①については、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難した場合は、割増保険料をお支払いいただいても対象となりません。 (注3)現地とは事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①自動車(ゴルフカートを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ②保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任 ③被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ④同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑤職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によって生じた損害 ⑧借りた物、預かった物に対する損害に対する損害賠償責任
救援者費用〔特約〕	日本国内において被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品(カメラ、カバン、衣類、現金、乗車船券等)が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (注)次のものは保険の対象に含まれませんのでご注意ください。株券、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、通帳、キャッシュカード、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、図案、帳簿、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車(原動機付自転車を含みます。)、山岳登山中の登山用具など、危険な運動を行うために使用する運動用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物	携行品1つ(1組または1対)につき10万円(乗車券等および通賃等については合計して5万円)を限度として時価額または修繕費をお支払いします。 (注1)1回の事故ごとに、3,000円の自己負担額(免責金額)があります。 お支払いする保険金=損害額-3,000円(免責金額) (注2)修繕費が時価額を上回る場合には、時価額を限度としてお支払いします。 (注3)携行品損害保険金額が保険期間中の支払限度額となります。 ※損害の発生または拡大の防止に必要・有益であった費用に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	①保険契約者、被保険者または被保険者の故意または重大な過失による事故により生じた費用 ②自殺行為・犯罪行為または闘争行為(けんか)による事故によって生じた費用 ③無資格運転、酒気帯び運転(酒酔い運転を含みます。)、麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じた費用 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故によって生じた費用 ⑤ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険な運動等を行っている間の事故により生じた費用 ⑥自動車等の乗用用具による競技または試運転等を行っている間の事故により生じた費用
携行品損害〔特約〕	日本国内において被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品(カメラ、カバン、衣類、現金、乗車船券等)が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (注)次のものは保険の対象に含まれませんのでご注意ください。株券、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、通帳、キャッシュカード、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、図案、帳簿、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車(原動機付自転車を含みます。)、山岳登山中の登山用具など、危険な運動を行うために使用する運動用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物	携行品1つ(1組または1対)につき10万円(乗車券等および通賃等については合計して5万円)を限度として時価額または修繕費をお支払いします。 (注1)1回の事故ごとに、3,000円の自己負担額(免責金額)があります。 お支払いする保険金=損害額-3,000円(免責金額) (注2)修繕費が時価額を上回る場合には、時価額を限度としてお支払いします。 (注3)携行品損害保険金額が保険期間中の支払限度額となります。 ※損害の発生または拡大の防止に必要・有益であった費用に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	①保険契約者、被保険者または被保険者の故意または重大な過失による損害 ②無資格運転または酒気帯び運転(酒酔い運転を含みます。)、麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じた損害 ③地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱による損害 ④核燃料物質の有害な特性による損害 ⑤携行品のかき(欠陥)または自然の消耗、さび、変色、虫食い ⑥携行品の置き忘れまたは紛失 ⑦被保険者本人以外が所有する携行品の損害(借用物や預かり品等) ⑧山岳登山は、ハングライダーなどを行っている間に生じた用具の損害 ⑨単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ⑩差し押し、破壊等の公権力の行使(ただし、火災消防・避難処置として行使された場合はお支払いします。)

- 上記の〔特約〕については、〔基本契約〕に付帯してお引受けいたします。〔特約〕のみ単独でのお引受けはできません。
- 〔基本契約〕の保険金(死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金・通院保険金)については、労災保険・健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等とは関係なくお支払いいたします。

- 〔特約〕の保険金(賠償責任保険金・救援者費用保険金・携行品損害保険金)については、同一の危険を補償する他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計が損害の額をこえるときは、右記の金額をお支払いいたします。
- このパンフレットは、2016年8月現在の内容で作成されています。

他の保険契約等から保険金が支払われている場合	この保険の支払責任額
他の保険契約等から保険金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた金額。ただし、この保険の支払責任額を限度とします。

取扱代理店

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社

2016年10月1日、「エース損害保険株式会社」から社名変更

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山

www.chubb.com/jp

Chubb. Insured.SM